

1 インターネット問題に対する高知県の取組の方向性

◇高知県いじめ問題対策連絡協議会において、平成26年度からインターネット利用に関するトラブル防止とインターネット上でのいじめへの対処について協議を続け、平成29年6月に以下の内容が取りまとめられ、方向性が確認された。

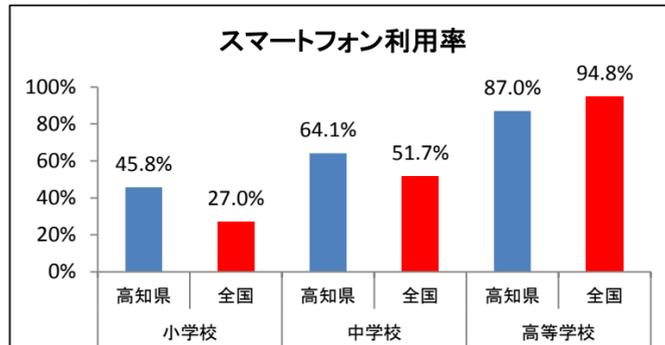
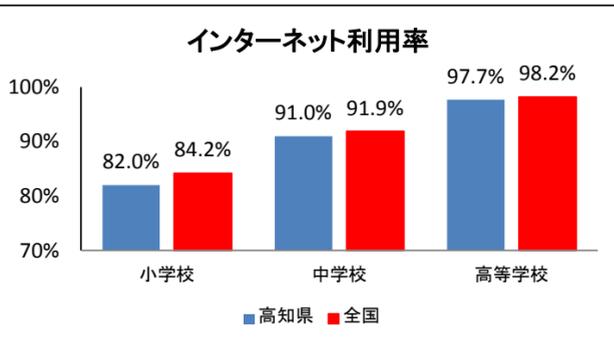
- ・青少年自身がネットトラブルに対処できる力を身に付けることが必要
- ・力が不十分なうちは、フィルタリングや機能制限、親子間でのルールづくりによって危険を回避することが必要



<方向性>
実効ある取組を進めていくため、**高知県青少年保護育成条例を改正し**、保護者の責務に対する県民意識の高揚を図るとともに、関連する施策等を総合的に推進する。

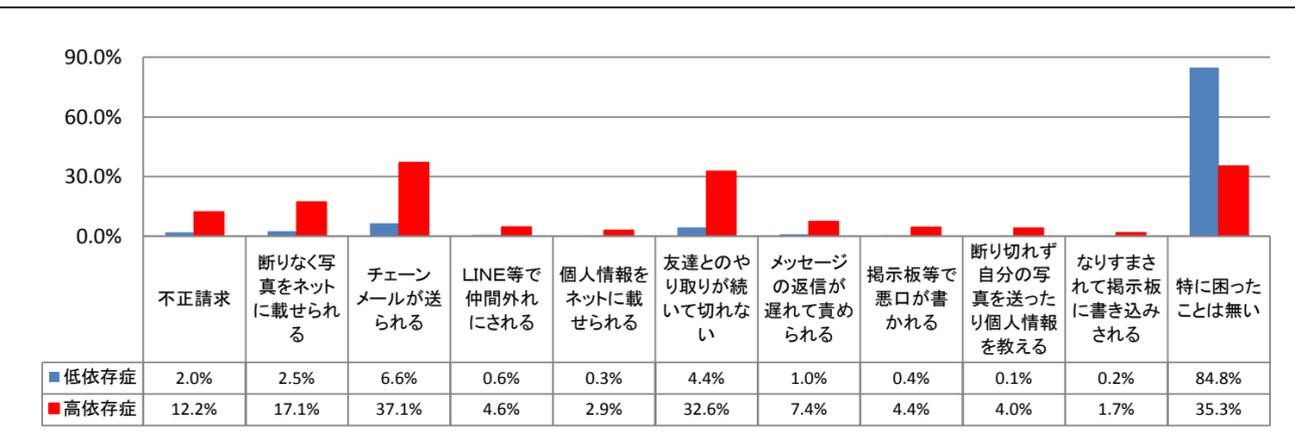
2 現状

(1) インターネット・スマートフォン利用率 (高知県・全国)

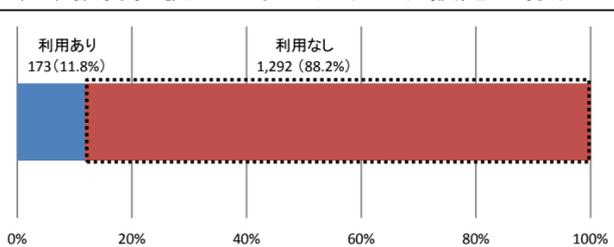


※高知県→学校以外の利用について 全国→特に限定なし

(2) インターネットの依存傾向と被害経験

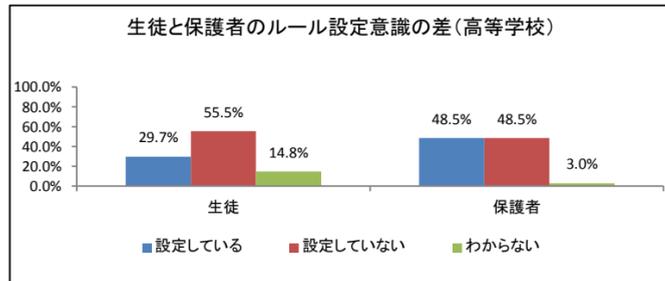
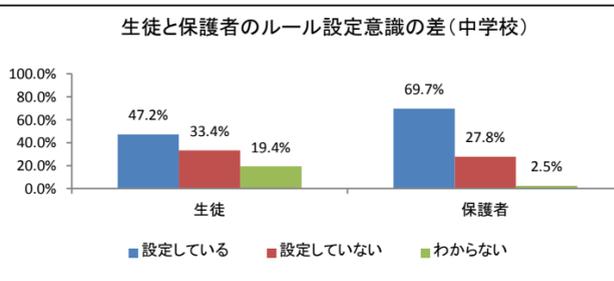
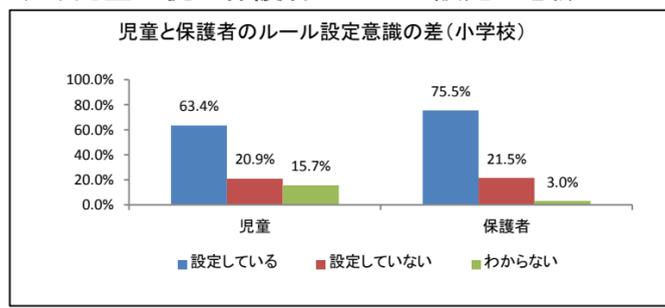


(3) 被害経験とフィルタリング設定の有無



※被害にあった子どものうち88.2%の子どものみがフィルタリングを利用していなかった。

(4) 児童生徒と保護者のルール設定の意識の差



○高知県のインターネット利用率については、全国と比べ低いものの、スマートフォンの利用率については、高知県の小学生、中学生の方が全国に比べ高い。
○インターネットを利用して何らかの被害に遭う経験は、依存傾向の高い児童生徒の方が多い。
○インターネットを適切に活用する能力が十分でないことに起因すると思われるネット上でのいじめに関連した被害が認められる。
○フィルタリングを設定していない児童生徒の方が被害に遭う確率が高くなる。
○インターネットを利用する上での家庭のルール設定について、設定しているかどうか、児童生徒と保護者の認識に差が見られる。

3 求められる対策

- ◎青少年自身がネットトラブルに対処できる力の習得
- ◎力が不十分なうちは、フィルタリングや機能制限、親子間でのルールづくりなどによる危険の回避

4 対策を進めていくうえでの現行条例の課題

現行の高知県青少年保護育成条例は、
・広く県民全体に対して青少年への有害情報の制限や、関係事業者等に対してフィルタリングに係る情報等の提供に関する規定を定めている一方で、青少年の適切なインターネットの活用を推進していくための規定がない。
・保護者等に求められる(期待する)具体的な事項の規定がない。
⇒保護者等の理解・取組が十分進まない一因。

5 今回改正の具体的内容

- (1) 保護者の役割を新設
 - ① 監護する青少年が「インターネットを適切に活用する能力」を習得するように努める。
 - ② 監護する青少年の年齢及びインターネットを適切に活用する能力の状況に応じ、次に掲げる措置をとるように努める。
 - ア インターネットの利用時間及び利用場所を制限し、保護者が利用状況を把握する。
 - イ インターネットの利用を保護者が同意した機能に限る。
 - ウ 「フィルタリングソフトウェア」の活用その他適切な方法により、有害情報を青少年に見せ、聴かせ、又は読ませない。
- (2) 学校並びに青少年の育成に携わる関係者及び関係団体の役割を新設
 - ① 青少年が「インターネットを適切に活用する能力」を習得できるように努める。

6 条例改正後の県等の取組(案)

□高知県青少年保護育成条例第4条(県の責務)
県は、国及び市町村との連携のもとに青少年の健全な育成に関する総合的な施策を策定し、これを実施するように努めるものとする。
※同条に基づき、関連する下記の取組を総合的に推進する。

- <児童家庭課>
◆ホームページでの周知 ◆文書通知(各関係機関あて)
◆関係団体(青少年育成高知県民会議)や警察等と連携したキャンペーンの実施(11月月間)
◆条例の解説作成 ◆一部改正周知チラシ作成・配布
◆読み上げ広報での周知 ◆さんSUN高知での周知 など

- <教育委員会>
◆学校・PTA単位でのルールづくりの促進 ◆「高知家」児童会・生徒会サミットでの啓発
◆高知県版ネット宣言(案)(関係機関も含めた宣言) ◆啓発リーフレット作成
◆情報モラル教育の推進 など

- <県警>
◆各種情報媒体を通じた広報活動 ◆講習会等によるフィルタリング・機能制限の啓発
◆事業者による販売時の説明促進 など

- <法務局>
◆民間企業と連携した啓発活動 ◆相談窓口の周知 など

※非行防止対策ネットワーク会議の開催(知事部局、県教委、県警、法務局等の連携による取組の推進)

【出典】

- (1) 全国:平成28年度青少年のインターネット利用環境実態調査、内閣府、平成29年3月
対象 満10歳～満17歳までの青少年とその保護者
高知県:平成28年度人権教育に関するアンケート、高知県教育委員会事務局人権教育課、平成28年10月
対象 小学校5年、中学校2年、高等学校2年児童生徒とその保護者
- (2) 子供の携帯電話やインターネット利用について、警視庁、平成28年5月を参照して作成
- (3) 平成28年におけるコミュニティサイト等に起因する事犯の現状と対策について、警視庁、平成29年4月
- (4) 高知県:平成28年度人権教育に関するアンケート、高知県教育委員会事務局人権教育課、平成28年10月
対象 小学校5年、中学校2年、高等学校2年児童生徒とその保護者